

# 春田公民館使用規約

春田学区区政協力委員会

- 第1条 この規約は春田公民館（以下「公民館」という）の使用について必要な事項を定めるもので、**春田学区住民**が公民館の使用を通じて、親睦と文化的向上を担うことを目的とする。
- 第2条 公民館は春田学区住民の会議、行事の他春田学区外の使用許可者が使用する。  
**但し、春田学区内の使用者を優先する。**
- 第3条 公民館運営及び使用の許可は、春田公民館運営委員会（以下「委員会」という）が行うものとし、委員会は、春田学区区政協力委員を以って構成する。  
2 公民館館長は春田学区区政協力委員の互選とし再任を妨げない。
- 第4条 公民館を使用する者は、「公民館使用申込書」（様式1）を使用日の10日前までに公民館館長まで提出し、使用許可を受ける。  
ただし、緊急の場合は電話にて許可を受ける。  
次の各号に該当する場合は使用を許可しない。  
専ら営利を目的とする場合。  
2 公序良俗に反する場合。  
3 管理上支障があると認める場合。  
4 **春田学区住民以外の者が使用、参加する団体。**  
5 その他、委員会が不相当と認める場合。  
6 公民館内に火気器具等の持ち込み。  
7 法で定める、危険な物品の持ち込み。  
8 45 デシベル以上の騒音を出すと思われる団体、個人、音響機器。
- 第5条 公民館の使用時間は午前8時より午後9時までとする。  
公民館の休館日は、原則として年末12月28日から翌年1月3日とする。
- 第6条 使用許可を受けた者が次の各項に該当する時、許可を取り消す。  
この規約又はこれに基づく指示に従わなかった時。  
2 第4条（第1項から第8項）に該当することが明らかになった時。  
3 委員会が止むを得ない事由での使用が生じた時。  
4 **公民館使用申込書に虚偽の申請をした時。**
- 第7条 公民館使用許可を受けた者が、建物、備品、器具等に破損等の損害を与えた場合は、速やかに公民館館長に報告し原状に復帰しなければならない。

第 8 条 使用を終了した時は、直ちに原状に復帰、清掃し時間内に退出する。  
また、「公民館使用報告書」に必要事項を記入し、公民館長に提出する。

第 9 条 公民館を無料で使用する者の他は、別表の使用料を納めなければならない。  
使用料の納付、鍵の受け渡し方法は使用許可後、使用責任者に通知する。  
無料で使用できるものとは  
春田学区住民、春田学区住民が組織する会、団体等で会費、入会金等を徴収しない会、団体等。  
2 春田学区内に拠点を置く学校教育法第 1 条に定める学校、内閣府、厚生労働省が認める所(園)。

第 10 条 使用責任者は公民館被災時に当日利用者の安否確認、館内からの退去の有無を確認(使用責任者が)する為使用当日の入館利用者名簿を常時携行する。

第 11 条 公民館使用当日使用責任者は利用者に 2 方向の避難通路を説明しなければならない。同時に使用責任者は通路が安全に使用できるか確認し障害物があれば安全な場所に移動する。

第 12 条 公民館の運営に要する経費は、使用料、市の補助金、その他収入とする。

第 13 条 公民館会計は当年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日とする。

#### 別 表

種別	使用時間	使用料
1 階	午前 (午前 8 時～ 1 2 時)	1, 5 0 0 円
	午後 (午後 1 時～ 5 時)	1, 5 0 0 円
	夜間 (午後 5 時～ 9 時)	1, 5 0 0 円
2 階	午前 (午前 8 時～ 1 2 時)	3, 0 0 0 円
	午後 (午後 1 時～ 5 時)	3, 0 0 0 円
	夜間 (午後 5 時～ 9 時)	3, 0 0 0 円

(附則) この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。